

福祉局北療育医療センター城南分園 会計年度任用職員募集要項

児童福祉施設医療技術員（理学療法）

項目	内容
職名	児童福祉施設医療技術員（理学療法）
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、 <u>期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	東京都立北療育医療センター城南分園 東京都大田区東雪谷四丁目5番10号
職務内容	肢体不自由児・重症心身障害児者の外来・通園・通所施設における利用者への理学療法業務
応募資格・求められる能力	（求められる資格） 理学療法士免許を有すること 理学療法士としての業務経験を有している。 （求められる能力） 重症心身障害児者に関する見識を有し、好感を与える丁寧な対応を行うことができる。 意欲的に業務に取り組むことができる。 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること
勤務日数	月16日
勤務時間	8時30分から17時15分まで 所定勤務時間を超える勤務の有無：有（業務の必要上やむを得ない場合）
休憩時間	12時00分から13時00分まで
休暇等	（有給） 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 所定勤務日数及び任用期間等に応じて、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。

報酬額	<p>月額 240,100円</p> <p>通勤手当相当額を別途支給（上限 150,000 円/月）</p> <p>※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり</p> <p>※ 原則として月の1日から末日までの期間分を当月の15日に口座振込により支給</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p>
社会保険	共済組合、厚生年金保険、介護保険、雇用保険加入の有無：有
応募方法・選考方法	<p>(応募方法)</p> <p>別添「会計年度任用職員申込書（第1号様式）」に、「理学療法士免許証の写し」を添付し、応募期限までに郵送、メール又は持参で提出してください。連絡先は、日中連絡が取れるものを記載してください。</p> <p>(選考方法)</p> <p>書類選考の上、結果及び面接選考日程を連絡いたします。</p> <p>応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。</p>
応募期限	令和8年2月6日（金曜日）（必着）
申込み・問合せ先	<p>〒145-0065</p> <p>東京都大田区東雪谷四丁目5番10号</p> <p>東京都立北療育医療センター城南分園 庶務担当 福澤</p> <p>電話：03-3727-0521</p> <p>メール：S1143904@section.metro.tokyo.jp</p>

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。